

第 11 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 2 日（火）午後 5 時 0 0 分より、役場各種委員会室において
第 11 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者 3 番 江 郷 弘

本日の議案は次のとおり

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第2号 農用地等のあっせん申出について

事務局出席者 事務局長 砂田 隆樹
農地係主査 森川 真由美

議長 これより、第 11 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 11 名でございます。江郷委員におかれましては、欠席の届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。4 番 上野 委員、5 番 久保 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 11 回南幌町農業委員会総会は、4 月 2 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 11 回南幌町農業委員会総会は、4 月 2 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和 6 年 3 月 27 日、第 10 回農業委員会総会を開催した。
4 月 2 日 南幌町都市計画審議会に会長出席した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第 4 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。

令和6年4月2日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、1件でございます。

賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。
賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、
田で11,924㎡他計2筆ございまして52,205㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和6年3月28日でございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第5 議案第2号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん申出について。

南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。

令和6年4月2日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましても、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地の所在は空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で11,924㎡となります。

説明は以上でございます。

5番 議長 5番

議長 5番 久保 委員

5番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇〇〇〇〇が適格であると提案いたします。

議長 只今、久保委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましても、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、2番 南 委員、5番 久保委員、6番 野呂田委員が適当であると提案いたします。

説明は以上でございます。

議 長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第11回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第11回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後 5時06分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

4 番

5 番